

大阪市立茨田中学校
「いじめ防止基本方針」

令和8年4月

大阪市立茨田中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、本人及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に対する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

2 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いにちがいを認め合い、自他ともに尊重しあう集団」の育成のために、「大阪市立茨田中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

（1）学校・教職員の責務

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、保護者・地域・関係諸機関とも連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を、学校が一丸となって組織的・継続的に対応する。

（2）未然防止のための取り組み

全ての生徒に、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりのために、教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(3) 早期発見のための取り組み

いじめの早期発見は、いじめに対する迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高める。

さらに、いじめアンケートの実施（原則毎月）や定期的な教育相談等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して生徒を見守り、早期発見に努める。

3 いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆（仲間）づくりをキーワードとして、生徒一人ひとりが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努め、集団の一員としての自覚や自信を育てていく。
- ②教職員が生徒一人ひとりに愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動に努める。
- ③教職員間で互いの授業を見学し合ったりする等して、わかる授業づくりに努めるとともに、全ての生徒が参加・活躍できるように授業の工夫・改善を図る。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、学校・学年行事、授業や学級活動等の充実を図り、生徒たちに充実感、達成感、自己存在感を与える。
- ②授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う集団づくりを推進する。
- ③生徒への温かい声かけを通じて、生徒の「認められた」という自己有用感や自己肯定感を育てていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳教育の充実を図り、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。また、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てていく。
- ②人権教育の充実を図り、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育てていく。
- ③いじめ問題を常に学級及び学年、学校全体の問題として考え、はやし立てたり、見て見ぬふりの行為もいじめを肯定していることであるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であるということを理解させる。
- ④携帯電話・スマートフォン・パソコンの使用等の情報モラル教育の充実を図り、生徒

への指導および保護者への啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

いじめの兆候に気づいた時には、問題を軽視することなく早期に事態を把握し、対応することが大切である。

(1) 生徒の情報把握

日頃から丁寧な生徒理解を心がけ、生徒の家庭環境や交友関係など、生活実態を把握し、生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、言葉や行動の変化について速やかに感じ取る感性を磨く。

あわせて、アンケート調査や教育相談の実施等、また、個別面談や学級日誌といった、教職員と生徒との間で日常的に行われている活動を積極的に活用することにより、いじめの早期発見に向けた取り組みを進める。

(2) 情報共有・行動連携に向けた校内組織の確立

気になる変化が見られた、気になる行為があった等の場合、「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」を記録する。さらにその情報を確実に全教職員で共有し、速やかに対応していく、機動力を持った校内組織づくりを推進し、学級担任等の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。

(3) 教育相談体制の整備

生徒に対する親身な教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーや養護教諭との積極的な連携を図る。

生徒が安心して相談できるよう、相談室の整備を行うなど、相談しやすい環境を整える。

(4) 保護者・地域との連携

保護者と連携し、家庭で気になる点があればすぐに連絡してもらえよう、連絡・相談体制を整える。

また、地域とも連携し、登下校時や休業日、夜間における生徒の状況を連絡してもらえよう、体制を整える。

このように、教師の目の届かないところで発生する事象に対し、ネットワークの情報力で対応する。

(5) 関係諸機関との連携

大阪市子ども相談センターの教育相談や24時間いじめ相談ダイヤルなど、校外の関係諸機関の利用方法を生徒・保護者に周知し、必要に応じて活用できることを啓発していく。

5 いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行う。

(1) 情報収集と事実関係の把握

いじめがあると思われる事案について、その事実を正確に把握するため、当該生徒ならびに周囲の生徒から個別に事情を聞き取り、迅速に情報を収集する。

全教職員で情報を共有し、その事実の全体像を把握し、いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、生徒・保護者への対応を組織的に行う。

さらに、「いじめ防止対策推進法」第23条第2項により、大阪市教育委員会ならびに関係諸機関等への報告を行い、連携して指導にあたる。

(2) 生徒・保護者への対応

当該生徒ならびに周囲の生徒から、当時の状況や気持ちについて十分聞き取るが、いじめられている生徒を守る体制を最優先する。

いじめられた生徒には、自分が悪いのではないことを伝え、自尊感情を高めるよう留意する。保護者に対して、その日のうちに迅速に事実関係を伝えるとともに、全教職員の下で見守りを行うなど、いじめられた生徒を徹底して守り通すことを伝え、できるかぎり不安を取り除くように努める。

いじめた生徒には、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であり、人権を侵害する許されない行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。ただし、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。

さらに、それぞれの保護者に、お互いの生徒の気持ちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

なお、生徒、保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

(3) 周囲の生徒への指導

当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取り組みを進める。

(4) ネット上でのいじめについて

ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、生徒または保護者からサイト運営事業者に削除依頼を行うなどの措置をとる。

学校において情報モラル教育を進めるとともに、保護者にネット上のいじめ問題への関心と理解を深めさせるよう努める。

6 特別な支援を要する生徒への配慮

<基本姿勢>

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒もいる。

このような生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

(1) 通常学級担任と支援学級担任の連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報を交換する。特別支援学級生徒の連絡ノートは特別支援学級担任だけでなく、学年・学校全体で情報を共有化していく。

個別の指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標、並びに進め方等について指導方針を共有する。

(2) 常に教員の配慮が行き届く見守り体制づくり

清掃活動時、休み時間、給食準備時、朝学活や終学活、総合的な学習の時間帯など、担任一人では見守りきれない時間帯を全職員でカバーできるよう体制づくりを行う。

(3) 全職員での情報共有

職員会議、研修会、職員朝礼の場を活用し、当該生徒に係る情報を全職員で共有できる機会を確保する。

(4) 保護者連携

保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①組織名

「問題対策委員会（いじめを含む）」

②構成メンバー

管理職、生徒指導主事、学年主任、教務主任、保健主事、特別支援担当
拡大版 上記加えて人権教育主担、生活指導部長、養護教諭、
※必要に応じて学級担任、部活動顧問、SC、SSW等を加える。

③活動

- ・いじめの早期発見に関すること
アンケート調査、教育相談等
- ・いじめ防止に関すること
いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有
- ・いじめの対応に関すること
いじめの疑いの情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携

④開催

月1回開催することを基本とし、情報交換・行動連携に努める。また、いじめ発生時には緊急会議を開き、迅速な対応を組織的に実施する中核としての役割を果たす。

⑤保護者や地域・関連機関との連携

- ・学校ホームページ、学年通信等を通じた情報提供に努めるとともに、三者懇談会などあらゆる機会を活用し、保護者への啓発活動に努める。
- ・学校協議会への情報提供に努めるとともに、学警連絡会を通じて関係機関との連携を十分に深めておく。

⑥取り組み内容の検証及び評価

取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめのケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。また、保護者への学校評価アンケートを行い、いじめ問題についての自己評価を行う。

8 重大事案への対処

<基本姿勢>

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、上記「大阪市いじめ対策基本方針」(4) いじめによる重大事態への対処 に従い対処する。

大阪市立茨田中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について = いじめ問題に関する研修プログラムを実施し、教職員の対応能力の向上を図る。

早期発見のために = ・日々の観察

- ①授業改善 ②自己有用感を高める ③いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成
- ・学校生活アンケートの実施（毎月1回） ・学級日誌の交換
- ・教育相談の実施（年に2回以上） ・SCによるカウンセリング
- ・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

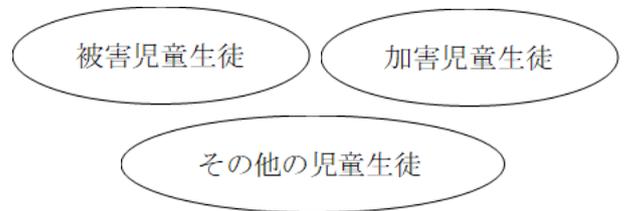
全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した ・児童生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった
・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・教頭 ・いじめ対策のための組織（問題対策委員会）会議の開催

問題対策委員会
定例会（管理職・生徒指導主事・学年主任
教務主任・保健主事・特支担当）
拡大版（人権教育主担・生活指導部長・養護教諭
必要に応じて担任・部活動顧問・SC・SSW）

【協議内容】 初期対応の検討

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援の方法 → 初期段階よりSCによる心のケア



- ・聞き取り方法（どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか？聞き取る内容は？）

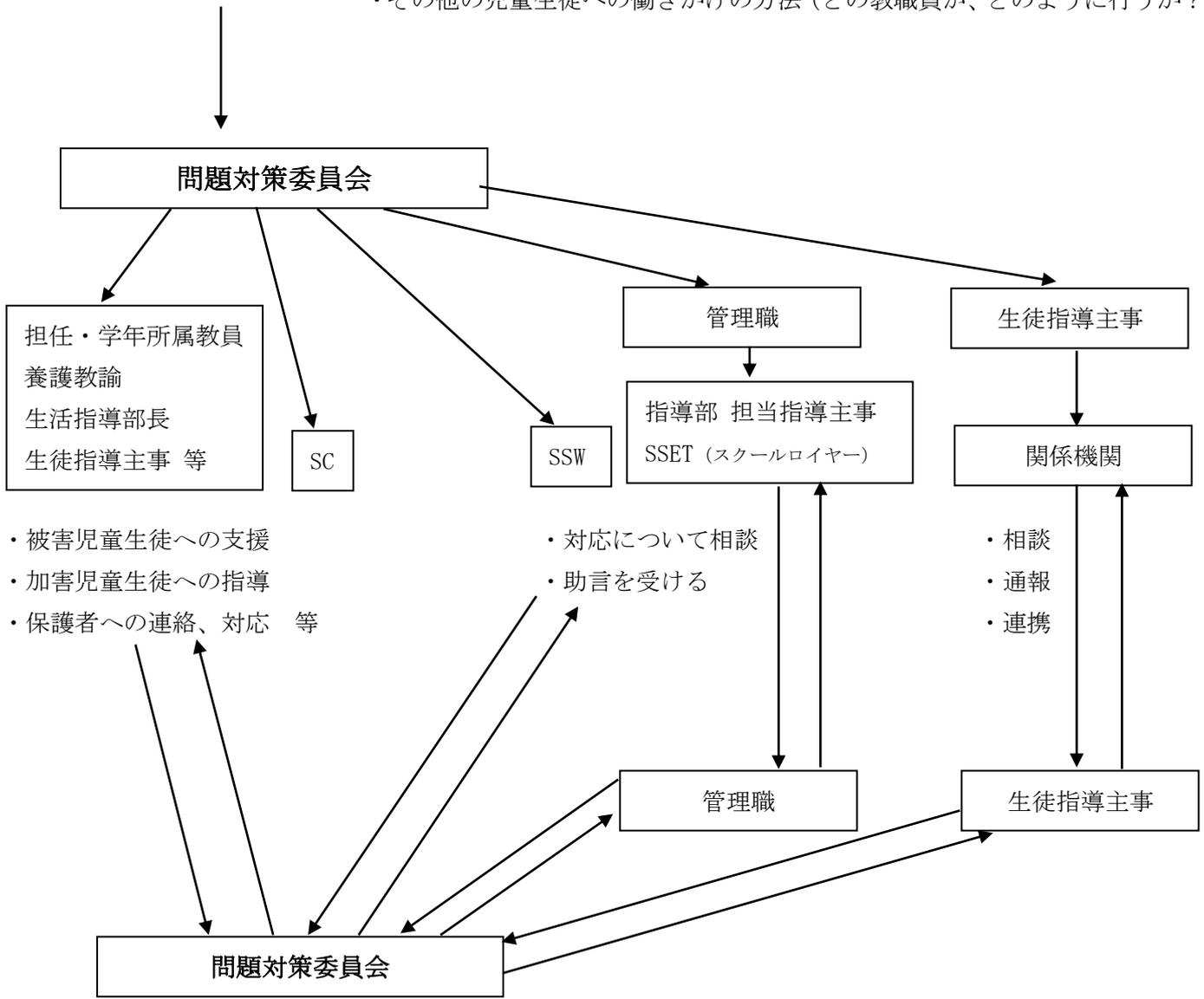
担任・学年所属教員・生活指導部長・生徒指導主事等 ・児童生徒からの聞き取り等

【協議内容】 指導方針・指導方法の決定

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童生徒への具体的な支援の方法（どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか？）
- ・加害児童生徒への具体的な指導の方法（どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか？）
- ・保護者への連絡について（どの教職員が、どのような方法で行うか？説明する内容は？）
- ・関係機関との連携について（連携の必要があるか？）

問題対策委員会

連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
 ・その他の児童生徒への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)



- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者への連絡、対応 等

- ・対応について相談
- ・助言を受ける

- ・相談
- ・通報
- ・連携

【協議内容】 更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告
更なる対応の検討
- ・加害児童生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

・ 日々の見守り

「被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

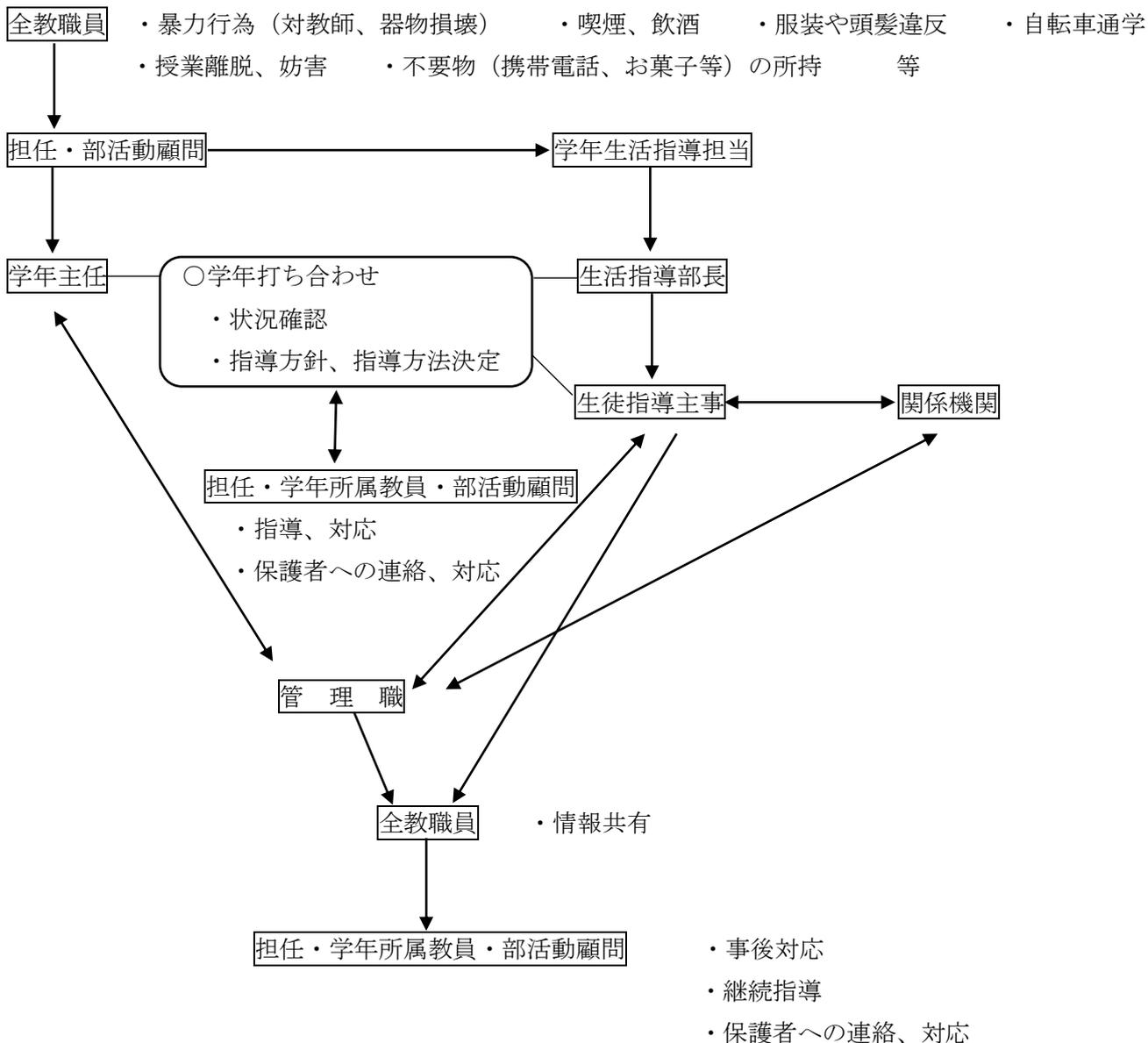
「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

全教職員

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。